

新旧対照表

BB ライフホームドクター

改定前（2016年1月6日付）	改定後（2016年2月1日付）
<p>第2条（用語の定義）</p> <p>(2)「健康支援サービス」とは、当社が指定する会社（以下「サービス提供会社」といいます。）を通じて提供される、WEBによる健康情報提供サービス、24時間電話健康相談サービスおよび体調管理ツールを利用できるサービスをいいます。</p>	<p>第2条（用語の定義）</p> <p>(2)「健康支援サービス」とは、当社が指定する会社（以下「サービス提供会社」といいます。）を通じて提供される、WEBによる健康情報提供サービス、24時間電話健康相談サービスを利用できるサービスをいいます。</p>
<p>第12条（お見舞金サービスの内容およびお支払い金額）</p> <p>お見舞金サービスのお見舞金の種別は、入院見舞金、先進医療見舞金、介護見舞金、虫歯見舞金とし、各種別のお支払い金額、適用範囲は以下のとおりとします。</p> <p>(1)お見舞金の種別、金額、適用範囲</p> <p>(2)入院見舞金は補償対象年度（注）あたり、会員または会員の配偶者のいずれかについて1回のお見舞金支払事由を限度としてお支払いいたします。</p> <p>(注) 対象期間の開始日から1年後の午後12時までとします。以降1年ごとに更新いたします。</p> <p>(3)虫歯見舞金は補償対象年度あたり、会員または会員の配偶者のそれぞれについて1回のお見舞金支払事由を限度としてお支払いいたします。但し会員の配偶者については、2015年3月3日以降にお見舞金支払事由が発生した場合に限ります。</p> <p>(4)虫歯見舞金の申請は、う蝕症第3度（C3）または、う蝕症第4度（C4）の治療の場合、2013年6月4日以降に治療を受けたものが対象となります。また、う蝕症第1度（C1）または、う蝕症第2度（C2）の治療の場合、2014年2月4日以降に治療を受けたものが対象となります。</p> <p>(5)同一の傷害または疾病に起因して複数のお見舞金の種別に該当した場合には、お見舞金の支払いは最大10万円となります。</p> <p>(6)本サービスの利用期間（注）を通じて、お支払いはお見舞金の種別毎に最大10万円となります。</p> <p>（注）本サービスの解約後、再度申し込みを行った後の利用期間を含みます。</p> <p>(7)同一会員名義で、複数の利用契約を締結されていた場合であっても、お見舞金のお支払い金額は合算されません。</p>	<p>第12条（お見舞金サービスの内容およびお支払い金額）</p> <p>お見舞金サービスのお見舞金の種別は、入院見舞金、先進医療見舞金、介護見舞金、虫歯見舞金、花粉症手術見舞金、がんセカンドオピニオン見舞金、自転車事故入院見舞金とし、各種別のお支払い金額、適用範囲は以下のとおりとします。</p> <p>(1)お見舞金の種別、金額、適用範囲 花粉症手術見舞金、がんセカンドオピニオン見舞金、自転車事故入院見舞金を追加</p> <p>(2)入院見舞金、自転車事故入院見舞金は補償対象年度（注）あたり、会員または会員の配偶者のいずれかについて1回のお見舞金支払事由を限度としてお支払いいたします。</p> <p>(注) 対象期間の開始日から1年後の午後12時までとします。以降1年ごとに更新いたします。</p> <p>(3)虫歯見舞金は補償対象年度あたり、会員または会員の配偶者のそれぞれについて1回のお見舞金支払事由を限度としてお支払いいたします。但し会員の配偶者については、2015年3月3日以降にお見舞金支払事由が発生した場合に限ります。</p> <p>(4)虫歯見舞金の申請は、う蝕症第3度（C3）または、う蝕症第4度（C4）の治療の場合、2013年6月4日以降に治療を受けたものが対象となります。また、う蝕症第1度（C1）または、う蝕症第2度（C2）の治療の場合、2014年2月4日以降に治療を受けたものが対象となります。</p> <p>(5)花粉症手術見舞金は、会員または会員の配偶者のいずれかについて、1回限り（永年）としてお支払いします。</p> <p>(6)がんセカンドオピニオン見舞金は、会員または会員の配偶者のいずれかについて、1回のがん診断につき1回且つ補償対象年度あたり1回としてお支払いします。</p>

	<p>(7)花粉症手術見舞金、がんセカンドオピニオン見舞金、自転車事故入院見舞金は、2016年2月1日以降にお見舞金支払い事由が発生した場合に限りお支払いします。</p> <p>(8)同一の傷害または疾病に起因して複数のお見舞金の種別に該当した場合には、お見舞金の支払いは最大10万円となります。</p> <p>(9)本サービスの利用期間（注）を通じて、お支払いはお見舞金の種別毎に最大10万円となります。</p> <p>（注）本サービスの解約後、再度申し込みを行った後の利用期間を含みます。</p> <p>(10)同一会員名義で、複数の利用契約を締結されていた場合であっても、お見舞金のお支払い金額は合算されません。</p>
(追加)	<p>第18条（お見舞金をお支払いできない場合－その6花粉症手術見舞金）</p> <p>お見舞金支払事由の発生が、直接であると間接であると問わず次に掲げる事由に起因する場合は、会員は花粉症手術見舞金を受け取る資格がなく、当社は花粉症手術見舞金をお支払いいたしません。</p> <p>(1) 第12条第1項に定める以外の事由</p>
(追加)	<p>第19条（お見舞金をお支払いできない場合－その7がんセカンドオピニオン見舞金）</p> <p>お見舞金支払事由の発生が、直接であると間接であると問わず次に掲げる事由に起因する場合は、会員はがんセカンドオピニオン見舞金を受け取る資格がなく、当社はがんセカンドオピニオン見舞金をお支払いいたしません。</p> <p>(1) 第12条第1項に定める以外の事由</p>
(追加)	<p>第20条（お見舞金をお支払いできない場合－その8自転車事故入院見舞金）</p> <p>お見舞金支払事由の発生が、直接であると間接であると問わず次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、会員は自転車事故入院見舞金を受け取る資格がなく、当社は自転車事故入院見舞金をお支払いいたしません。</p> <p>(1)地震もしくは噴火またはこれらによる津波。これらに伴って生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由を含みます。</p> <p>(2)会員または会員の配偶者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用</p> <p>(3)会員または会員の配偶者が酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態での自転車の運転</p> <p>(4)第11条第2項に定める対象期間の開始日より前に、既に発生している会員または会員の配偶者の入院</p> <p>(5)自転車搭乗中の傷害ではない事由</p>

第 18 条 (お見舞金申請の手続き)	第 21 条 (お見舞金申請の手続き) 条番号の変更
第 18 条の 2 (お見舞金申請権の消滅時効)	第 21 条の 2 (お見舞金申請権の消滅時効) 条番号の変更
第 19 条 (禁止事項)	第 22 条 (禁止事項) 条番号の変更
第 20 条 (会員登録内容の変更)	第 23 条 (会員登録内容の変更) 条番号の変更
第 21 条 (本サービスの中止・中断)	第 24 条 (本サービスの中止・中断) 条番号の変更
第 22 条 (サービス提供に関する免責事項)	第 25 条 (サービス提供に関する免責事項) 条番号の変更
第 23 条 (本サービスの変更、追加)	第 26 条 (本サービスの変更、追加) 条番号の変更
第 24 条 (会員側からの解約)	第 27 条 (会員側からの解約) 条番号の変更
第 25 条 (当社側からの解除)	第 28 条 (当社側からの解除) 条番号の変更
第 26 条 (当社インターネットサービスの利用契約終了時の措置)	第 29 条 (当社インターネットサービスの利用契約終了時の措置) 条番号の変更
第 27 条 (利用契約終了後の措置)	第 30 条 (利用契約終了後の措置) 条番号の変更
第 28 条 (通知・連絡等)	第 31 条 (通知・連絡等) 条番号の変更
第 29 条 (第三者への委託)	第 32 条 (第三者への委託) 条番号の変更
第 30 条 (個人情報の保護)	第 33 条 (個人情報の保護) 条番号の変更
第 31 条 (権利の譲渡等)	第 34 条 (権利の譲渡等) 条番号の変更
第 32 条 (準拠法)	第 35 条 (準拠法) 条番号の変更
第 33 条 (合意管轄)	第 36 条 (合意管轄) 条番号の変更